諮問庁:財務大臣

諮問日:平成30年9月26日(平成30年(行情)諮問第425号)

答申日:平成31年2月19日(平成30年度(行情)答申第424号)

事件名:特定日に許可された特定番号の輸入申告に係る船荷証券の一部開示決

定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書4(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月20日付け沖関第18 5号により沖縄地区税関長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示 決定(以下「原処分」という。)について、不開示とされた部分の開示を 求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである。 沖縄地区税関にB/Lを出していただきましたが、情報開示条例に全く 関係のない個人の権利により、国の税金で行われた事業に対し、当然公開 すべき情報が開示されていない。

この B / L は、特定港から出たことになっている特定物品の輸出に関する大切な情報です。なぜなら、この特定物品が、どこの誰が作ったのか真実が分からないからです。契約書も無く、市役所の公文書にでている会社が特定地図情報サービスにでてきません。どこの誰が輸出したのか、国民として知る権利があります。

そして,これを隠すことにより,犯罪に関わることになります。 どこの誰が出したのか,公開する義務があります。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

- (1) 平成30年2月7日,法3条に基づき,開示請求者(審査請求人)から処分庁に対し,本件対象文書について開示請求が行われた。
- (2) これに対して、処分庁は、平成30年6月20日付け沖関第185号 により、別紙の2に掲げる部分を不開示とする、一部開示決定(原処

分)を行った。

2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- 沖縄地区税関が開示した B / L では、情報開示条例に全く関係のない個人の権利により、国の税金で行われた事業に対し、当然公開すべき情報が開示されていない。
- 当該 B / L は輸出に関する大切な情報である。
- どこの誰が輸出したのか国民として知る権利がある。
- これを隠すことにより、犯罪に関わることになる。
- どこの誰が出したのか公開する義務がある。
- ・ 以上の点から、原処分の取消しを求める。
- 3 諮問庁としての考え方
- (1) FAX文書宛名について

不開示としている「FAX文書宛名」については、特定の個人を識別することができるものであり法5条1号に該当する不開示情報であると認められる。

(2) FAX発信日時及び発信元氏名, FAX発信元番号, 電話番号(メモ), 発行者名, Shipper, Consignee, Notify Party並びにDelivery Agent (Complete Name and Address) (以下「法人情報等」という。) について

不開示としている「法人情報等」については、特定の法人に関する情報であって、公にすることによって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当する不開示情報であると認められる。

(3) Place of Receipt/Date, Port of Loading, Place of Delivery, Bill of Lading No., 品名, 運賃に係る契約情報及びPlace and Date of Issue(以下「取引情報」という。) について

不開示としている「取引情報」については、特定の法人の個別取引に 関する情報であって、公にすることによって当該法人の競争上の地位そ の他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する不開示 情報であると認められる。

4 結論

以上のことから、処分庁が法9条1項に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年9月26日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年10月18日 審議

④ 平成31年1月24日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年2月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 その一部(別紙の2に掲げる部分)につき、法5条1号及び2号イに該当 するとして不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問 庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を 踏まえ、原処分において不開示とされた部分(以下「本件不開示部分」と いう。)の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 別紙の3に掲げる部分について

当該部分には、FAX発信日時及び本件対象文書の発行日が記載されていることが認められる。これは、FAX発信者及び本件対象文書の発行者の内部管理に関する情報であると認められるものの、本件対象文書において開示されている船積み年月日の記載から容易に推測することができる情報と認められ、当該部分を公にしても、FAX発信者及び本件対象文書の発行者である各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 5 条 2 号イに該当しないため、開示すべきである。

(2)別紙の2の番号1ないし番号5,番号10,番号15及び番号16に 掲げる部分のうち上記(1)に掲げる部分以外の部分について

当該部分には、荷受人、荷送人、FAX発信者、揚地側の運送代理店及び本件対象文書の発行者等(以下「荷受人等」という。)である各法人の名称、所在地等が記載されていることが認められ、これは、荷受人と荷送人、揚地側の運送代理店及び本件対象文書の発行者等との間の各契約に関する情報であると認められる。

法人である荷受人等がどのような相手方とどのような契約を締結するかについては、私的な商業活動の自由に属する事柄であるところ、これを公にした場合には、競合する同業他社にこのような活動状況やノウハウ等が知られることにより、荷受人等の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙の2の番号6ないし番号9及び番号11ないし番号13に掲げる部分のうち上記(1)に掲げる部分以外の部分について

当該部分には、荷受場所、積出港、荷渡場所、品名、船賃に係る契約 情報等が記載されていることが認められ、これは、輸入された貨物に関 する情報及び貿易条件等の取引の条件等に関する情報であると認められ る。

これを公にした場合、荷受人である法人の企業活動に係る内部情報である仕入ルートの一端が明らかとなるなど、競合する同業他社に輸入取引に係るノウハウ等が知られることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(4) 別紙の2の番号14に掲げる部分について

当該部分には、文書2がFAX発信された際の発信先である特定個人の氏名が記載されていると認められる。

当該氏名は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当せず、また、氏名は個人識別情報であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当するため、不開示とする ことが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 2 号 イに該当するとして不開示とした決定については、別紙の 3 に掲げる部分を除く部分は、同条 1 号及び 2 号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の 3 に掲げる部分は、同条 2 号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別紙

1 本件対象文書

- 文書 1 特定番号 A , 特定輸入許可日 a の輸入申告書に関する船荷証券 (B/L)
- 文書 2 特定番号 B , 特定輸入許可日 b の輸入申告書に関する船荷証券 (B/L)
- 文書 3 特定番号 C, 特定輸入許可日 c の輸入申告書に関する船荷証券 (B/L)
- 文書 4 特定番号 D, 特定輸入許可日 d の輸入申告書に関する船荷証券 (B/L)

2 原処分で不開示とした部分(本件不開示部分)

番号	対象文書	不開示部分	不開示条項
1	文書1ない	FAX発信日時及び発信元氏	法5条2号イ
	し文書 4	名	
2		FAX発信元番号	法 5 条 2 号イ
3		Shipper	法 5 条 2 号イ
4		Consignee	法 5 条 2 号イ
5		Notify Party	法 5 条 2 号イ
6		Place of Rece	法 5 条 2 号イ
		ipt/Date	
7		Port of Loadi	法 5 条 2 号イ
		n g	
8		Place of Deli	法 5 条 2 号イ
		very	
9		Bill of Ladin	法 5 条 2 号イ
		g No.	
1 0		Delivery Agen	法5条2号イ
		t (Complete Na	
		me and Addres	
		s)	
1 1		品名	法5条2号イ
1 2		運賃に係る契約情報	法5条2号イ
1 3		Place and Dat	法 5 条 2 号イ
		e of Issue	
1 4	文書 2	FAX文書宛名	法 5 条 1 号

1 5	文書 2	電話番号(メモ)	法5条2号イ
1 6	文書2ない	発行者名	法5条2号イ
	し文書 4		

3 開示すべき部分

番号	対象文書	開示すべき部分		
1	文書1ない	FAX発信日時		
2	し文書 4	Place and Date of Iss		
		u e のうち,発行日時に関する部分		